

役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人めぐみ福祉会(以下「法人」という)の役員等の報酬及び実費弁償等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事、監事及び評議員をいう。

(理事の報酬)

第3条 理事長が法人の運営管理のために法人に勤務した場合、または理事長の指示により理事が法人の運営管理のために法人に勤務した場合(別表1)は、1時間当たり4,000円を支給する。ただし、報酬支給の基礎となる合計勤務時間は月50時間を限度とする。

2 前項の勤務時間の確認は、勤務時間記録表(別表2)によるものとする。

(監事の報酬)

第4条 監事が監査のために法人に勤務した場合は、1時間当たり4,000円を支給する。

2 前項の勤務時間の確認は、理事長が発行する勤務証明書(別表3)によるものとする。

(役員の旅費)

第5条 役員が理事長の依頼に基づき旅行をした場合は、当該役員に対し旅費を支給する。

2 旅費の支給は、別に定める旅費規程による。

3 役員が理事会及び評議員会に出席したときは、第2項にかかわらず1日2,000円を支給する。ただし、第2項により計算した額が2,000円を超えるときは、計算した額を支給する。

4 役員及び法人職員以外の者が理事長、理事会の依頼により理事会に出席したときの費用弁償は、前項の規定を適用する。

(役員慰労金)

第6条 役員が退任するに当たり、慰労金を支払うことができる。金額等については理事長が評議員会に提出し決定するものとする。

(適用除外)

第7条 法人の職員を兼務する役員は、この規程は適用しない。

(改正)

第8条 この規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

附則 この規定は平成20年5月29日から施行する。
平成22年3月17日 一部改正
平成29年6月13日 一部改正
平成30年6月15日 一部改正

(別表 1)

法人の運営管理のために法人に勤務した場合は 下記のとおりとする。

- 1 定款細則第2条の理事会で決定すべき法人の業務(全15項)に関する調査、検討、打合せ等のために法人に勤務した場合
- 2 定款細則別表のI理事長専決事項(全13項)に関する調査、検討、打合せ、決定等のために法人に勤務した場合
- 3 定款細則別表の2施設長専決事項(全8項)に関し、調査、検討、打合せ等のために、施設長の依頼を受けて法人に勤務した場合
- 4 理事会への出席は除く